

著 昭 正 須 隅

服 民 國 成 平

都 新

房 書 り と ゆ

序

毎日の服装ふくせうに就いて考へることが億劫おくせうな人と云ふのはいつの時代にもあるもので、國民服こくみんふくの登場を望む聲こゑは今日に於ても絶えることがない。幸ひなことに、本邦ほんぽうには新たにさう云つたものを策定さくていせずとも既に約七十年前前に制定されたものが存在する。そこで丁度ていど手許てもとに集つてきた當時たうじの國民服に就いて簡単な紹介せうかいを書いておくことにした。

小冊せうさつは實物じつぶつの國民服と國民服令や當時しの資料しれうでの扱ひの紹介並びに、現代に於るこの管理と著装ちやくさうに關する内容となつてゐる。猶、後者に關しては當時の再現、考證しやうが中心ではなく、飽迄現代に於て國民服を著てみると云ふ雜記的内容であるので注意されたし。また、掲載した寫眞しゃしんは註がないものを除いて總て當時のものと思はれる被服うつを寫したものである。小冊が國民服界限の活性化に少しでも貢獻こうけんできたな

らば、最も欣快きんくわいとする所である。

昭和九十一年十月

隅須正昭

目次

第一部 國民服令と國民服・・・・・・・・・・四

國民服令——地質——上衣——中衣——袴——外套——帽——手套——靴——副

襟——儀禮章——禮裝に於る諸注意——國民服制式特例に關して

第二部 國民服の入手と管理・・・・・・・・・・二二

入手場所——洗濯——保管

第三部 平成時代の國民服の著裝・・・・・・・・二五

帽子——外套——履物——シャツ——眼鏡——國民服儀禮章の使ひ時

平
成
國
民
服

第一部 國民服令と國民服

四

今日國民服と云ふと、ユニクロやら理系學生のチエックシャツであるとか、果てはコム・デ・ギャルソンに至る迄、様々なものが擧がつてくるが、こゝで扱ふのは勿論昭和十五年十一月二日公布の勅令七百二十五號「國民服令」に依つて制定されたものである。

國民服がどう云つたものであつたのかを簡潔に纏めると、背廣服の代りや普段著から禮装迄、總てこれ一つで濟むと云ふ實に便利な代物である。制定の理由には、一に歐米の模倣を排し民族の傳統と氣魄を込めた服を著ることに因る國民精神の昂揚、二に活動性をも考慮した平服と禮服を兼ねた服の制定による國民被服の合理化、三に戰時體制下に於る軍服への轉用の爲の軍民被服の近接の大きく三つがある。猶、從來の背廣服の完全排除を目指したわけではないので手持ちの洋服は寧ろ其儘



活用し、無闇に國民服を新調することなきやうにとされた。

國民服に關する勅令にはもう一つ昭和十八年六月十六日公布の勅令四百九十九號

「國民服制式特例」がある。これにより國民服の制式が地質等を中心に暫定的に

緩和された。これら二つの勅令は、インターネットで國會圖書館デジタルコレクシ

ョンに接続すれば誰でも閲覧できる。

地質

國民服の生地は上衣と袴、禮裝用の外套及帽

子に於ては「茶褐色の絨または布」とされてゐる。

ウールサージ、布（綿）、
ウールの茶褐色と云ふ色は、軍民被服の近接と云ふ目標

上重要視される。「絨」は毛織物のことで羅紗、

ウールサージなどがこれに當り、「布」は植物織

維の織物のことで綿、麻などのことである二。

↑右から絨（羅紗、製織）
化（スフ）



↑臺座

く、
國民服こくみんかくの禮裝れいさうは、從來じゆらいの洋式やうしきの禮裝れいさうを排除はいちよするものではない。基き別に指定べつていがある場合ばあひはそれに依よらなければならない。



↑儀禮章ぎれいしょうを佩ひぶる乙號上衣おつごうじやうい

附ついてゐる釦ボタンで留とめる。但たゞしそれ用ようの釦ボタンが附ついてゐる開襟上衣かいきんじやういはそれ程ほど多くはない。

儀禮章

八紘一字くわういちを表象へうしやうした紫色むらさきいろの飾緒しよくしよで、附つける丈だけで國民服こくみんかくがフロックコートや燕尾服えんびふくと同等どうとうになる。臺座たいざの邊あたりにある輪わを右胸部物入みぎきょうぶつうりの釦ボタンに懸かけ、末端まつたんの輪わを上衣じやういの第二釦だいにボタンに懸かけて佩おぶる。主部しゆぶの前面ぜんめんには最大徑二糧さいだいけい せんぢまで迄ごの家紋かもんを附つけることも可能かのうである。

禮裝に於る諸注意



セルロイドの箱に入っているが、桐の箱の中にもある
 多くの場合、下箱のことも

本^{ほん}的^{てき}には儀^ぎ禮^{れい}章^{しょう}を佩^おびれば良^よいが、他^{ほか}にもいくつ
 かの點^{てん}を^{まも}る^{ひつ}必要^{えう}がある。

上^う衣^い、開^{ひら}襟^{きん}式^{しき}立^た折^お襟^{きん}の^もの^を用^{もち}ゐ^る場^ば合^あは立^た折^お
 襟^{きん}に^しす^る

中^{ちゆう}衣^い、開^{ひら}襟^{きん}式^{しき}立^た折^お襟^{きん}の^上衣^{じゆうい}の^場合^あは中^{ちゆう}衣^いを^著用^{よう}
 し、白^{しろ}の^附襟^{つけきん}を^付け^る。中^{ちゆう}衣^いを^省略^{りやく}す^る場^ば合^あは副^{ふく}
 襟^{きん}と白^{しろ}の^附袖^{つけそで}を^用ゐ^る、副^{ふく}襟^{きん}に^は白^{しろ}の^附襟^{つけきん}を^付け^る
 帽^{ぼう}、甲^{けつ}號^{ごう}の^場合^あは烏^{くわ}帽^{ぼう}子^こ型^{がた}、乙^{えつ}號^{ごう}の^場合^あは烏^{くわ}帽^{ぼう}
 子^こ型^{がた}ま^たは略^{りやく}帽^{ぼう}型^{がた}を^かぶ^る

外^{がい}套^{たい}、制^{せい}式^{しき}の^もの^か長^{ちやう}マ^ント^トを^著用^{よう}す^る

手^て套^{たい}、白^{しろ}色^{しき}の^もの^を用^{もち}ゐ^る

靴^{くつ}、黑^{くろ}革^{くわ}短^{たん}靴^{くつ}を^用ゐ^るが、雨^{あめ}雪^{ゆき}や乘^{のり}馬^ばの^時は黑^{くろ}革^{くわ}長^{ちやう}靴^{くつ}でも^よい

國^{こく}民^{みん}服^{ふく}制^{せい}式^{しき}特^{とく}例^{れい}に^關し^て

第二部 國民服の入手と管理

入手場所

國民服こくみんふくを著る爲ためにはまづこれを入手にふしゆしなければ始はじまらない。國民服こくみんふくを著きてゐる時ときに一番聞ばんきかれることが「何處どこで入手にふしゆできるか」であるので、これに就ついてまづ最初さいしよに觸ふれておく。

國民服こくみんふくの入手場所にふしゆばしょにはヤフオク、骨董市こつどういち、軍裝品即賣會ぐんさうひんそくばいくわいの大きき三つがある。ヤフオクでは「國民服二」と檢索けんさくをかければいくつか商品しやうひんが出てくるし、骨董市こつどういちも例たとへば歐羅巴古美術ヨーロッパこびじゆつが中心ちゆうしんのところなどを外はずして絞しぼつて行けば時々出でてゐることがある。軍裝品即賣會ぐんさうひんそくばいくわいでは舊日本軍きゆうにほんぐんの軍服ぐんぷくの山やまの中に紛まぎれてゐることがあるので、この邊あたりを狙ねらつて行けば比較ひかく的容易てきよういに入手にふしゆできるだらう。

猶なほ、複製品ふくせいひんは基本きほん的てきにはなく、稀まれにあるとしても逆とても高價かうかとなる。一方ほうで實物じつぶつは

第三部 平成時代の国民服の著装

帽子

今日街頭で戦闘帽をかぶることは中々に悪目立ちするので敷居が高いかもしれないが、幸ひ平常時に於る帽子は適宜となつてゐるので、冬は中折帽、夏はカンカン帽などを用ゐるのもよい。



↑ 中折帽



↑ カンカン帽



↑ パナマ戦闘帽

シャツ

現在^{げんざい}中衣^{ちゆうい}は中々^{なか／＼}に入手^{にふしゆ}が困難^{こんなん}である。かと云^いつて上衣^{じやうい}の下^{した}に何も著^きてゐないのでは上衣^{じやうい}への痛み^{いた}の觀點^{くわんでん}から云^いつても好ま^{この}しくない。本來^{ほんらい}ならば國民服^{こくみんふく}を著用^{ちやくよう}してゐるとは言^いへなくなるが、今日^{こんにち}の時局^{じきよく}に於^おてはワイシャツ^{ワイシャツ}などに頼^{たよ}るのもやむを得^えないだらう。しかし國民服^{こくみんふく}の主眼^{しゆがん}には、背廣服^{せびろふく}などの窮屈^{きゆうくつ}不衛生^{ふせいせい}なカラー、ネクタイ

を取除^{とりの}け、日本^{にほん}の傳統^{でんとう}を生かす日本襟^{にほんぢりん}の中衣^{ちゆうい}を著用^{ちやくよう}することがあつたことは忘れてはいけない。

ワイシャツ

開襟^{かいきん}で著^きる甲號^{かふがう}乃至^{ないし}乙號^{おつがう}上衣^{じやうい}の下^{した}にはワイシャツ^{ワイシャツ}を著^きるのが一番^{ばんて}手輕^{がる}である。當時^{たうじ}の寫眞^{しゃしん}でよく見掛^{みか}ける組合^{くみあ}せである。紳士服^{しんしふく}賣場^{うりば}などで手^てに入る



る異途^{いどう}に直線^{ちくせん}はと、線^{せん}のともを裾^{すそ}の今迄^{いま}迄^{まで}の裾^{すそ}を切^きてゐる。當^{たう}時^じが立^たち上^ある。そイ^そシ^シ前^{まへ}途^とで斷^つる。↑

國民服儀禮章の使ひ時

今日に於て禮裝と云へば専ら冠婚葬祭で使はれる。この際の禮裝を國民服にすることがあるとすれば、流石に葬式は嚴しいものがあるので、理解のある友人主催のパーティ乃至結婚式への参列くらゐなものだらう。制式に依れば儀禮章を用ゐる場面と云ふのは燕尾服やフロックコート、モーニングコートを著るやうな場合とされてゐる。昨今の結婚式で参列者がこれらを著るかと云へば多くの人が否である。大抵がダークスーツの著用であり、であるならば結婚式に儀禮章を附けるのは過剰である。友人として参列すると云ふのであれば儀禮章なしの國民服が妥當と云へよう。

一 當時のレンズは白い反射光のだが、現代のレンズの多くは緑の反射光になる。一部で外側のみコーティングがなく白い反射光且内側はコーティングがあり視界も損なはれないと云つたものも出てゐるやうなので、かう云つた種類のものを選ぶと良いかもしれない。

參照文獻

大藏省印刷局（昭和十五年十一月二日）官報 第四千四百四十八號 東京・日本

マイクロ寫眞

大藏省印刷局（昭和十八年六月十六日）官報 第四千九百二十六號 東京・日

本マイクロ寫眞

内閣情報部（昭和十五年十一月十三日）寫眞週報 百四十二號

正字正かな本の宣言

ゆとり書房

昨今はコンピュータ上に於ての正字正かな組版の環境が比較的調つて來た。今や新しいコンピュータさへ買へば、特殊なアプリケーションやフォントと云つたものの追加購入なしに歴史的假名遣ひ且所謂康熙字典體、字音假名遣ひでのルビ附きコピー本を作れるところ迄來てゐる。これを利用してできる限り妥協をせず正字正かなの本を世に出すことを目指して小冊を刊行した。

本文に關しては、國語改革以前の時代の日本語の本の雰圍氣に少しでも近附けるべく、語彙乃至漢字の字形選擇及び當て方、振假名の振り方等で、昭和十七年發行の「辭苑」を參考にしてゐる。但し「或ひは」「用ひる」と云つた許容假名遣ひや、最新の研究では誤りとされる假名遣ひに關してはこの限りではない。一方字音假名遣ひに關しては、現代に於ても辭書、學者毎に方針の違いにより揺れが多く、未完成の情況にあるので「辭苑」のものをひとまづ其儘採用することにした。

昭和九十一年十二月三十一日發行

定價四十五錢

服民國成平

著者
檢印

著者 隅 須 正 昭

略 通 @nagoya313

刊行者 押 井 德 馬

電 通 osico2007@bear-plala.or.jp

刊行所 は な ご よ み

<http://osico.jp/>

日本等の
外地定價六百圓